



令和6年1月25日

生活保護費返納金に対する納入通知書の誤送付

羽曳野市保健福祉部生活福祉課において、納入通知書を誤って別の元生活保護受給者に送付したことが判明しましたので、ご報告いたします。

概要	<p>○当市で生活保護を受給または受給していた方で生活保護費の返納金が発生した方に対する催告書及び納入通知書を令和6年1月19日に発送したところ、そのうち1名（以下A氏）に誤って別の対象者（以下「B氏」）の納入通知書を同封し送付してしまいました。</p> <p>○令和6年1月23日（火）9:30分頃A氏が来庁され、B氏の納入通知書が混入しているとの申し出があり、誤送付があったことが判明したものです。</p>
漏洩した個人情報	「住所・氏名・納入金額・返納金発生年度」
対応	<p>○誤送付判明当日（23日）に、職員がA氏に説明及び謝罪を行い理解を得た。その際、誤送付したB氏の納入通知書を回収した。</p> <p>○誤送付判明当日（23日）に、職員がB氏のお住まいを訪問し、経過説明及び謝罪を行い理解を得た。</p> <p>その際、B氏に対する催告書及び納入通知書を手渡した。</p>
原因	複数の職員でダブルチェックを行い、内容の一部に誤りがあることを発見し修正を行ったが、修正後の封入の際にダブルチェックをせずに送付した。
再発防止	今回の事案を受けて、生活福祉課内において個別で発送処理をするあらゆる公文書について、発行時と発送時での二重チェックの徹底を図ります。
コメント	（保健福祉部長） このような事態を招いたことを重く受け止め、深くお詫び申し上げますとともに、指導を徹底し再発防止に取り組んでまいります。
問合せ	保健福祉部生活福祉課 TEL 072-958-1111 内線1130